

**新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ**

# 鳥取県の緊急支援策

令和2年4月24日発行 第1版

鳥取県では、全庁をあげて新型コロナウイルス感染拡大の防止策を強化するとともに、県民生活・県民経済の安定を確保するための取組を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りのみなさまが、県の緊急支援策等を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめましたので、お役立てください。

## ◎新型コロナウイルス感染症の感染が心配なとき

次のような症状がある方は「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。また、以下の症状に当てはまらない場合でも、発熱や呼吸器症状があり、かかりつけ医を受診される際は、事前にかかりつけ医に連絡してから受診してください。

- ✓ **風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方**（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
- ✓ **強いだるさ**（倦怠感）や **息苦しさ**（呼吸困難）がある方
- ※ **高齢者や基礎疾患等のある方、妊婦の方は、上の状態が 2 日程度続く場合**

## ◎発熱・帰国者・接触者相談センター

ご心配な場合などは、最寄りの相談センターにご相談ください。 ※24 時間対応

地 区	電 話 <24 時間対応> ※土日祝日を含む	ファクシミリ <平日 8:30~17:15> ※土日祝日を除く
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (平日 8 : 30 ~ 17 : 15)	0857-22-5669
	時間外 0857-22-8111 (上記の時間以外)	
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
	0858-23-3136	
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392



# お知らせ（令和2年4月24日時点）

## ●特別定額給付金（仮称）

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになりました。

【給付額】 給付対象者1人につき10万円

【給付対象】

- ◆基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ◆受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

【相談窓口】 総務省 特別定額給付金コールセンター

（電話）03-5638-5855 （受付）9:00～18:30 土日祝を除く

## ●持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付額】 法人は200万円、個人事業者は100万円 ※上限あり

【支給対象】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ◆資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象。

【相談窓口】 経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口

（電話）0570-783183 （受付）9:00～17:00 土日祝も対応

## ●中小企業の緊急支援

＜緊急応援補助金＞

新型コロナウイルスの影響を受けた県内中小企業の新たな取組を応援します

【補助金上限】 50万円（補助率3/4）

【補助対象者】 県内中小企業者等

※新型コロナウイルスの感染拡大により売上高が減少している事業者が対象

【対象経費】 FS調査費、新商品開発費等

## ●飲食・宿泊業等の緊急支援

＜「食のみやこ鳥取県」緊急支援補助金＞

新型コロナウイルスの影響を受けた県内飲食・宿泊・観光事業者等の新たな取組を応援します

【補助金上限】 10万円（補助率10/10）

【補助対象】 県内飲食、宿泊、観光事業者等

※交付は1事業者1回、複数店舗経営の場合は20万円上限

【対象経費】 資材作成費、広告費等

問い合わせ ●頑張ろう鳥取県緊急支援センター●

中小企業の緊急支援 TEL：0857-26-7988（企業支援課内）

飲食・宿泊業等の緊急支援 TEL：0857-26-7985,7986（食のみやこ推進課内）

# とっとりささえあいマスクバンク

鳥取県では新型コロナウイルス感染症で重症化するおそれがある基礎疾患のある方、困窮家庭などに対し、県民の方から寄付されたマスクを届ける「とっとりささえあいマスクバンク」を開始します。マスクの寄付や配布の相談は県内5か所の窓口で受付します。

なお、感染を避けるため、当面は郵送等で送付します。

## 【運用開始】

令和2年4月27日（月）から受付開始

## 【マスクの寄付や配布の相談窓口】

（東部地区）県庁福祉保健課	電話 0857-26-7138
東部地域振興事務所東部振興課	電話 0857-26-3505
（中部地区）中部総合事務所地域振興局	電話 0858-23-3298
（西部地区）西部総合事務所地域振興局	電話 0859-31-9637
（日野地区）日野振興センター日野振興局	電話 0859-72-2085

## 【受付時間】

平日 8：30～17：15

※土日祝日は、県庁福祉保健課のみ受付

## 目次

### 個人向けの支援

1. 生活・住宅・消費・外国人などに関する事..... 1
2. 心のケア・DV・児童虐待などに関する事..... 5
3. 雇用や就職への不安に関する事..... 9
4. 教育に関する事..... 10

### 企業・事業者向けの支援

5. 経営に関する事..... 13
6. 飲食業・宿泊業などに関する事..... 20
7. 農林水産業に関する事..... 22

### その他の支援

8. ボランティア活動に関する事..... 24
9. 税、国民健康保険などに関する事..... 24
10. 電気・ガス・水道・通信料金に関する事..... 26

### 【参考資料】 各種施策のチラシ



- さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先にお尋ねください。
- その他、関連情報についても、鳥取県ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設サイト」へ掲載しておりますので、ご活用ください。


鳥取県 新型コロナウイルス感染症



# 個人向けの支援

## 1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること



項目	事業内容	連絡先
1-1 特別定額 給付金 (仮称)	<p>市町村が事業主体となり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり 10 万円が給付されます。</p> 	<p>【総務省コールセンター】 電話：03-5638-5855 受付：9:00～18:30 (土日祝を除く)</p>
1-2 生活福祉 資金貸付 制度 ※チラシ を添付 してい ます。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。</p> <p>併用すると、2人以上世帯の場合、3か月で最大80万円までの貸付が可能です。</p> <p>○休業された方の世帯向け（緊急小口資金） (対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 (貸付額) 10万円以内（一定の場合は20万円以内）</p> <p>○失業された方等の世帯向け（総合支援資金） (対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 (貸付額) 2人以上世帯：月額20万円以内 単身世帯：月額15万円以内</p>	<p>お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> 
1-3 住居確保 給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給します。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(上限基準額あり)を超えないこと。</p> <p>※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。(書類が整わない場合の対応は各</p>	<p>お住いの市町村福祉担当課又は自立相談支援事業の窓口にお問い合わせください。</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
	<p>窓口でお問い合わせください。)</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が一定の額を超えないこと</p> <p>○支給額 家賃相当額（上限あり）</p> <p>○支給期間 原則 3 か月（最長 9 か月まで延長される場合があります。)</p>	
1-4	<p>母子父子 寡婦福祉 資金貸付</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金（生活安定期間） （対象）ひとり親となって 7 年未満の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円、 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p> <p>○生活資金（失業貸付期間） （対象）失業中の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p>	<p>お住まいの市町村福祉事務 所にお問い合わせください。 （三朝町は中部総合事務所 福祉保健局、大山町は西部綜 合事務所福祉保健局）</p>
1-5	<p>母子父子 寡婦福祉 資金貸付 の償還猶 予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>（対象者）母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っているもの又は近々償還が開始されるもの</p>	<p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> <p>○家庭支援課 電話：0857-26-7869</p> <p>○中部総合事務所福祉保健 局地域福祉支援課 電話：0858-23-3141</p> <p>○西部総合事務所福祉保健 局福祉支援課 電話：0859-31-9308</p>
1-6	<p>生活に困 られている方 の 相談</p> <p>各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人お一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>お住いの市町村福祉担当課 か自立相談支援事業の窓口 にお問い合わせください。</p> <div style="text-align: right;">  </div>



# 個人向け




項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-7	<p>県営住宅家賃等徴収猶予</p> <p>収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない入居者について、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。</p> 	<p>○東部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社本部電話：0857-27-7334 FAX：0857-22-8331</p> <p>○中部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社中部事務所 電話：0858-26-8500 FAX：0858-26-8503</p> <p>○西部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社西部事務所 電話：0859-32-9211 FAX：0859-32-9204</p> <p>※委託県営住宅については、管理委託先である各市町村担当課までお問い合わせください。</p>
1-8	<p>県営住宅の提供</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。</p> 	<p>○東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3632</p> <p>○中部総合事務所生活環境局建築住宅課 電話：0858-23-3235</p> <p>○西部総合事務所生活環境局建築住宅課 電話：0859-31-9751</p> <p>○鳥取県庁生活環境部住まいまちづくり課 管理担当 電話：0857-26-7411</p>









項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-9 消費生活 相談	<p>新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などの消費者トラブルや多重債務（個人間借金除く）の相談をお受けします。</p> <p>なお「消費者ホットライン188」に電話いただくと、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。</p> <p>【消費者ホットライン】 局番なし 188（イヤヤ） （相談無料、通話料有料）</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>◆相談窓口（祝日を除く） くらしの安心局 消費生活センター</p> <p>○東部消費生活相談室 電話：0857-26-7605 受付：8:30～17:00(月～金)</p> <p>○中部消費生活相談室 電話：0858-22-3000 受付：9:00～17:30(火～土)</p> <p>○西部消費生活相談室 電話：0859-34-2648 受付：8:30～17:00(毎日)</p>
1-10 外国人相 談窓口	<p>外国人の方々の生活相談に対応しています。当面の間、電話及びメールでの相談のみとさせていただきます。</p> <p>※外国出身の相談員もいます。（英語、中国語、ベトナム語が話せます）</p> <p>※外国出身の相談員による相談受付時間は日によって異なります。</p> <p>※詳しくは、お近くの（公財）国際交流財団事務所までお問い合わせください。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>◆相談窓口 （公財）鳥取県国際交流財団</p> <p>○本所 電話：0857-51-1165 FAX：0857-51-1175 Email：tic@torisakyu.or.jp 受付：平日 9:00～18:00、 土日 9:00～17:30（祝日を除く）</p> <p>○倉吉事務所 電話：0858-23-5931 FAX：0858-23-5932 Email：tick@torisakyu.or.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○米子事務所 電話：0859-34-5931 FAX：0859-34-5955 Email：ticy@torisakyu.or.jp 受付：9:00～17:30（土祝を除く）</p>

## 2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること

項目		事業内容	連絡先
2-1	心のケア	新型コロナウイルス感染拡大で「こころ」の不調や不安などを感じていらっしゃる方の相談に応じます。	<p>◆こころの 相談窓口            受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○鳥取県立精神保健福祉センター            電話：0857-21-3031</p> <p>○鳥取市保健所            電話：0857-22-5616</p> <p>○中部総合事務所福祉保健局            電話：0858-23-3147</p> <p>○西部総合事務所福祉保健局            電話：0859-31-9310</p>
2-2	LINE による相談 ※2020年5月開始予定	<p>学校、仕事、人間関係に関する悩みに専門の相談員が応じます相談受付用LINE アカウント「とっとり SNS 相談」を友だち登録して利用してください。</p> 	<p>相談時間になりましたら相談とメッセージを送信してお待ちください。</p> <p>受付：17:00～21:00（月）            17:30～21:00（火・木・金・土）</p> <p>※土曜は隔週            ※相談時間については現在調整中です</p>
2-3	教育相談電話	<p>不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。</p> <p>心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的に関催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p> 	<p>○教育相談窓口            電話：0857-31-3956            受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○教育相談会の予約            電話：0857-28-2322            受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○いじめ・不登校総合対策センター            教育相談担当            電話：0857-28-2322            FAX：0857-31-3958            Email:ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp</p>

項目	事業内容	連絡先
2-4 人権への配慮といじめ防止への対応(児童・生徒向け)	<p>新型コロナウイルス感染症が全世界で拡大する中、不確かな情報や根拠のない誹謗中傷が SNS などで見られます。不当な偏見や差別、いじめなどの心配ごとについて相談できます。</p> 	<p>◆相談窓口</p> <p>○人権教育課 電話：0857-26-8150 FAX：0857-26-8176 Email：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>◆24時間受付窓口</p> <p>○いじめ110番 電話：0857-28-8718</p> <p>○24時間子どもSOSダイヤル 電話：0120-0-78310</p> <p>○いじめ相談専用メール Email：jijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p>
2-5 スクールカウンセラーによる心の健康相談等	<p>新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等によるストレスなどの心のケア等について、養護教諭やスクールカウンセラーが相談対応を行います。</p>	<p>在籍の学校にお問い合わせください。</p>
2-6 DV相談	<p>「暴力を振るわれている」「つらい」と感じたら、右記の相談窓口にご相談してください（DV被害に関する緊急連絡は、24時間受け付けています）。また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報してください。</p>  <p>また、内閣府において「DV相談+（プラス）」（電話：0120-279-889）が開始されました。電話相談のほか、SNS・メール、外国語での相談が可能です。（電話は4/29から24時間受付、外国語による相談は5/1から開始）</p> 	<p>◆配偶者暴力相談支援センター 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○福祉相談センター（婦人相談所） 電話：0857-27-8630 FAX：0857-21-3025</p> <p>○中部総合事務所福祉保健局障がい者支援課 心と女性の相談担当 電話：0858-23-3152・3147（緊急時） FAX：0858-23-4803</p> <p>○西部総合事務所福祉保健局障がい者支援課 心と女性の相談担当 電話：0859-31-9304 FAX：0859-34-1392</p> <p>○夜間・休日の相談窓口 電話：0858-26-9807 夜間：17:15～8:30（土日祝を含む） 休日：8:30～17:15（土日祝のみ）</p> <p>○【警察】警察総合相談電話 電話：0857-27-9110（#9110）</p> <p>○警察本部性犯罪110番 電話：0857-22-7110 緊急電話：110番</p>



項目	事業内容	連絡先
2-7 児童虐待相談	虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそのような時などは、全国共通ダイヤル「189」（通話料無料）にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。  	◆児童相談所 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○福祉相談センター（中央児童相談所） 電話：0857-23-6080 FAX：0857-21-3025 ○倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX：0858-23-6367 ○米子児童相談所 電話：0859-33-1471 FAX：0859-23-0621  ※児童虐待など緊急の場合は、24時間受け付けています。
2-8 思春期・妊産婦相談	鳥取県では一般社団法人鳥取県助産師会に委託し、思春期や産前・産後の心身に関する相談窓口「とりともっと」で相談を受け付けています。  ●こんなときにご相談ください。 ※秘密は堅く守ります。 妊娠～お産～授乳・母乳・卒乳の相談、子育てのアドバイス、身体や性の悩み、思春期の性の相談、更年期に関する相談 等  	「とりともっと」 （一般社団法人鳥取県助産師会） 電話：090-7543-8206 080-6300-8732 Email：tori-josansi@hal.ne.jp 受付：10:00～16:00（土日祝を除く） ※電話はすぐに出られない場合があります。後ほどおかけ直してください。 ※Emailは24時間受け付けていますが、返信に時間がかかる時があります。
2-9 予期しない妊娠に関する相談	鳥取県では民間団体に委託し、予期しない（思いがけない）妊娠に関する相談窓口「とっとり妊娠SOS」で相談を受け付けています。  ●こんなときにご相談ください。 ※秘密は堅く守ります。 避妊に失敗した、生理がこない、産みたいけれど育てられない、思いがけない妊娠、誰にも相談できない、レイプされてしまった 等	「とっとり妊娠SOS」 電話：070-3986-1325 Email：ホームページの専用フォームからご相談ください。 受付：10:00～20:00（火・土） ※Emailは24時間受け付けていますが、返信に時間がかかる時があります。  





項目	事業内容	連絡先
2-10	<p>性暴力被害相談</p> <p>性暴力に関する相談を受け付けています。</p> <p>●こんなときはご相談ください。</p> <p>※秘密は堅く守ります。</p> <p>あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。</p> <p>レイプ(強制性交)、強制わいせつに限らず、身体的接触、セクハラや露出、のぞき、盗撮等</p> <p>ひとりですらさをかかえこんでいませんか。</p>	<p>性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)</p> <p>電話：0120-946-328</p> <p>受付：10:00~16:00、18:00~20:00 (月・水・金) 10:00~16:00 (火・木)</p> <div style="text-align: right;">  </div>
2-11	<p>人権相談</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>受付：8:30~17:00 (土日祝を除く)</p> <p>○人権・同和対策課 電話：0857-26-7677</p> <p>○中部総合事務所地域振興局 電話：0858-23-3270</p> <p>○西部総合事務所地域振興局 電話：0859-31-9649</p> <p>Email：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※Emailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合があります。</p>
2-12	<p>男女共同参画相談</p> <p>男女共同参画センターよりん彩では、生き方、家族・夫婦のこと、人間関係など、あなたの悩みをお聴きし一緒に考えます。相談は無料、秘密は堅く守ります。県内3か所に相談室があります。</p> <p>当面の間、電話相談のみとさせていただきます。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>○センター相談室 (火~日) 電話：0858-23-3939 受付：9:00~17:00 (火~日)</p> <p>○東部相談室 (月~金) 電話：0857-26-7887 受付：9:00~12:00、13:00~17:00</p> <p>○西部相談室 (月~金) 電話：0859-33-3955 受付：9:00~12:00、13:00~17:00</p> <p>○オトコの相談 (土のみ) 電話：0858-23-3955 受付：13:30~17:30</p>

### 3. 雇用や就職への不安に関すること


項目		事業内容	連絡先
3-1	労働に関する相談	雇用の不安などに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。 	●相談窓口 中小企業労働相談所（県商工労働部） 受付：9:00～17:30（土日祝を除く） ○みなくる鳥取 電話：0120-451-783 ○みなくる倉吉 電話：0120-662-390 ○みなくる米子 電話：0120-662-396
3-2	学生の就職に関する相談	ふるさと鳥取県定住機構では、『新型コロナウイルス感染拡大に伴う就活緊急相談窓口』を開設し、学生向けの就職相談を行っています。 	●相談窓口 ふるさと鳥取県定住機構 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） （東京支所は 9:45～18:30） ○鳥取本部 電話：0857-24-4740 ○米子支所 電話：090-4805-7693 ○東京支所 電話：080-2930-7051 ○大阪支所 電話：080-2881-6337

## 4. 教育に関すること

項目	事業内容	連絡先
<p>4-1 授業料の減免(県立高等学校)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免します。</p> <p>保護者等の所得が判定基準に該当する(※)場合は、申請により就学支援金が支給されるため、授業料の納付は必要ありません。今回の減免は、判定基準以上の所得があり、授業料の納付が必要な保護者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変された場合に対象となります。</p> <p>(※) 判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年6月分までは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満(年収910万円未満程度)</li> <li>令和2年7月分以降は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満</li> </ul>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email： koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> 
<p>4-2 高等学校等就学支援金</p>	<p>県立高等学校に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> 	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email： koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>
<p>4-3 定時制通信制教科書給付</p>	<p>県立高等学校の定時制・通信制課程で学ぶ勤労青少年の経済的負担軽減のために行う教科書等の購入費給付について、給付対象者の要件「有職生徒のうち、当該年度において90日以上勤務実績のある者又は見込まれる者」の勤務実績日数に新型コロナウイルス感染症の影響で勤務できなかった日数を含めることができます。</p>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email： koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>


項目		事業内容	連絡先
4-4	就学助成制度	新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村により必要な援助を行います。	お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。
4-5	鳥取県育英奨学金(高校分)の緊急貸与	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金の緊急貸与を行います。 	人権教育課 電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email： jinkenkyouiku@pref.tot.tori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-6	鳥取県育英奨学金の返還猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は最大1年間です。猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。 	人権教育課 電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email： jinkenkyouiku@pref.tot.tori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-7	高校生等奨学給付金の申請期間の延長	新型コロナウイルス感染症の影響で、高校生等奨学給付金の申請書類の提出が期限に間に合わない場合については、申込期間の延長など柔軟に対応いたします。 	人権教育課 電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email： jinkenkyouiku@pref.tot.tori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-8	授業料の減免(私立中学・高等学校等)	県内の私立中学校・高等学校・専修学校(高等課程)において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料が減免される場合があります。	各私立中学・高等学校等へお問い合わせください。
4-9	授業料等の減免(高等教育機関)	大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料等が減免される場合があります。 	各学校へお問い合わせください。





項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-10 高等学校等就学支援金(私立高等学校等)	私立高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。  	在籍の私立高等学校又は総合教育推進課  総合教育推進課 電話：0857-26-7824 FAX：0857-26-8110 Email： sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-11 修学資金貸付	現在、保育士養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の収入の減少により、新たに修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。	子育て王国課 電話：0857-26-7150 FAX：0857-26-7863 Email： kosodate@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
4-12 学校休業中における家庭学習	休業中は、学習に遅れが生じることがないように、e-ラーニング教材等のICTを活用した学習支援や学習プリントによる支援などにより対応します。	在籍の各学校へお問い合わせください。


# 企業・事業者向けの支援

## 5. 経営に関すること

項目	事業内容	連絡先
<p>5-1</p> <p>企業相談 及び労働 相談</p>	<p>鳥取労働局では【1】～【3】、厚生労働省では【4】【5】のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる相談を受け付けています。</p> <p>【1】雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (相談内容) 新型コロナ感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談(企業が有給の特別休暇を導入してくれない等)</p> <p>【2】倉吉労働基準監督署 総合労働相談コーナー (相談内容) 新型コロナ感染症の影響による解雇、休業等に関する労働相談</p> <p>【3】米子公共職業安定所 助成金担当部門 (相談内容) 新型コロナ感染症の影響による雇用調整助成金に関する労働相談</p> <p>【4】コールセンター (相談内容) 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金</p> <p>【5】コールセンター (相談内容) 個人向け緊急小口資金等特例貸付</p>	<p>○鳥取労働局 (【1】に関すること) 電話：0857-22-7000 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○倉吉労働基準監督署 (【2】に関すること) 電話：0858-22-5640 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○米子公共職業安定所(ハローワーク米子) (【3】に関すること) 電話：0859-33-3911 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○厚生労働省 (【4】に関すること) 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00(土日祝を含む)</p> <p>○厚生労働省 (【5】に関すること) 電話：0120-46-1999 受付：9:00～21:00(土日祝を含む)</p> 
<p>5-2</p> <p>危機突破 企業緊急 応援事業 (経営危機克服型) ※チラシを添付しています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大による本業の落ち込みに対して、新商品開発や新たなサービスの提供、新分野進出など企業の新たな取組を支援します。(補助率 3/4、上限 500 千円)</p>	<p>宍張ろう鳥取県緊急支援センター 電話：0857-26-7988 (企業支援課内) FAX：0857-26-8078 受付：8:30～17:15 (土日祝も開設)</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先	
5-3	<p>危機突破 企業緊急 応援事業 (感染症 対策型)</p>	<p>「非対面型ビジネス」への転換に必要なシステム開発、感染予防・防止に向けた各種商品・システム開発に要する経費を支援する。(補助率 2/3、上限 10,000 千円)</p>	<p>視長ろう鳥取県緊急支援センター 電話：0857-26-7988 (企業支援課内) FAX：0857-26-8078 受付：8:30～17:15 (土日祝も開設)</p>
5-4	<p>新型コロナ ウイルス 対策向 けの地域 経済変動 対策資金 (令和元 年度国際 経済変動)</p>	<p>新型コロナウイルスによる影響を受けられた県内中小事業者に事業資金(運転資金、設備資金、借換資金※)をお貸しします。 ※借換資金は運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。 &lt;貸付限度額&gt;2.8 億円 &lt;償還期間&gt;10 年(うち据置5年)以内 &lt;利率&gt; ・売上高等が 15% (個人事業主又は中部地震被災企業向け資金の借入残高のある事業者の場合は5%)以上減少している事業者 当初5年間 0% (固定金利) 6年目以降 1.43% (変動金利) ・上記以外の事業者 当初5年間 0.7% (固定金利) 6年目以降 1.43% (変動金利) &lt;信用保証率&gt;0%</p>	<p>企業支援課 電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-5	<p>中部地震 被災企業 向けの災 害等緊急 対策資金</p>	<p>中部地震により被災した中小企業等の資金繰り負担を軽減するため、「中部地震被災企業向けの災害等緊急対策資金」の融資期間及び据置期間を延長する。 ・据置期間の延長 (3年以内→5年以内)、 融資期間の延長 (10 年以内→12 年以内)</p>	<p>企業支援課 電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-6	<p>持続化給 付金 ※チラシ を添付 してい ます。</p>	<p>【本事業は令和2年度の国補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。】 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。(上限：法人 200 万円、個人事業者等 100 万円)</p>	<p>【経済産業省】 中小企業金融・給付金相談窓口 電話：0570-783183 受付：9:00～17:00 (土日祝を含む)</p> <div style="text-align: right;">  </div>



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-7	雇用調整助成金（特例措置）	<p>【厚生労働省】</p> <p>○鳥取労働局 職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～17:15（土日祝を含む）</p>
5-8	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け）	<p>新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業（R2.4.1～R2.6.30の間）のため、保護者である労働者が、労働基準法上の年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた企業に対して、休暇中に支払った賃金相当額を助成します。（補助率 10/10、上限 8,330 円/日・人）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>【厚生労働省】</p> <p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00（土日祝を含む）</p>
5-9	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	<p>新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業（R2.4.1～R2.6.30の間）のため、委託を受けて個人で仕事をする保護者等が、契約した仕事ができなくなった場合、就業できなかった日について支援する。（1日当たり 4,100 円/日・人（定額））</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>【厚生労働省】</p> <p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00（土日祝を含む）</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-10	<p>鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの世話をするため、仕事を休まざるを得なかった個人事業主で、国の支援に対象にならない方を支援します。(R2.2.27~R2.6.30の間に個人事業を休んだ日数×日額 4,100円)</p> 	<p>とっとり働き方改革支援センター（県商工労働部内）</p> <p>電話：0120-833-877（フリーダイヤル）</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>
5-11	<p>雇用維持教育訓練経費補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症により影響を受ける県内事業者が、雇用の維持とともに影響収束後の事業展開のために教育訓練に取り組む場合に、その教育訓練に要する経費の一部を支援する。(補助率 2/3、上限 1,000 千円/社)</p>	<p>産業人材課</p> <p>電話：0857-26-7224</p> <p>FAX：0857-26-8109</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>
5-12	<p>鳥取県WEB面接システム導入促進支援事業補助金</p> <p>Web面接システム等（非接触型の採用手法）を導入する県内中小企業に対して、その経費の一部を支援します。(補助率 1/2、上限 100 千円)</p>	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7647</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>
5-13	<p>新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金</p> <p>2021 年春新卒学生を対象とした合同企業説明会に参加予定だった中小企業に対し、広報強化活動を支援する補助金を交付します。(補助率 1/2、上限 400 千円)</p> 	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7647</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>
5-14	<p>産業技術センターの利用料等の減免</p> <p>(地独)鳥取県産業技術センターの開放機器利用料等の減免制度を拡充し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内企業等の負担軽減を図る。</p> <p>(減免：小規模事業者 2/3、その他：1/2、令和 3 年 3 月末まで)</p> 	<p>(地独)鳥取県産業技術センター</p> <p>電話：0857-38-6205</p> <p>FAX：0857-38-6210</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>
5-15	<p>企業内感染症防止対策補助金</p> <p>県内中小企業等が取り組む感染予防、感染拡大防止等の取組みを支援する。</p> <p>【緊急対応型】オフィス内等での簡易的かつ緊急的な感染防止策（仕切り板・マスク・消</p>	<p>視長ろう鳥取県緊急支援センター</p> <p>電話：0857-26-7987（商工政策課内）</p> <p>FAX：0857-26-8078</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝も開設）</p>

項 目		事 業 内 容	連 絡 先
		毒等) にかかる経費の一部を支援(補助率 3/4、上限 200 千円) 【体制整備型】感染防止対策(衛生環境改善・ネット通販・宅配システム) 機器導入にかかる経費の一部を支援(補助率 3/4、上限 2,000 千円)	
5-16	働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)	新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。(補助率 1/2、上限額 1,000 千円)	【厚生労働省委託事業】 テレワーク相談センター 電話：0120-91-6479 受付：9:00～17:00(土日祝を除く)
5-17	鳥取県テレワーク導入促進補助金	厚生労働省所管の働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース(5-16))に県が上乘せ補助する。(補助率 1/6、上限 300 千円) 	企業支援課 電話：0857-26-7242 FAX：0857-26-8117 Email：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)
5-18	社会保険労務士等の専門家派遣制度	テレワーク、在宅勤務、時差出勤に関する就業規則等の改正相談等が可能 企業の皆様からお寄せいただいた相談内容により、対応する専門家(社会保険労務士、中小企業診断士等)を選定・派遣し、働き方改革の実践を支援します。 	とっとり働き方改革支援センター(県商工労働部) 電話：0857-26-7662 FAX：0857-26-8169 Email： hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)
5-19	産業成長応援補助金(大型投資)	鳥取県産業成長応援補助金(大型投資)の認定について、雇用増要件・付加価値増要件を緩和し、雇用維持のみで認定可能とすることで、県内企業の投資を支援します。(投資内容により補助率 5%加算あり)	立地弾劾課 電話：0857-26-7220 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)


項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-20	<p>国際的なサプライチェーンの再構築のための補助制度</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、国際的なサプライチェーンが影響を受け、その再構築に取り組む補助制度</p> <p>〈補助率：2/3 補助上限額：200万円 期間：12か月〉</p> <p>〈対象経費〉調査費、コンサルティング費、調達先の変更に伴う検査・各種認証取得費及びそれらに付随する経費（専門家謝金、旅費・交通費（国内出張費除く）、雑費等）</p>	<p>通商物流課</p> <p>電話：0857-26-7850</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
5-21	<p>越境ECを活用した海外販路開拓補助金</p> <p>越境EC（電子商取引）を利用して海外販路開拓を行う県内中小企業等を支援する補助制度</p> <p>（対象者）県内に本社を有する中小企業者及び事業組合</p> <p>（対象経費）越境EC利用に必要な経費（ECモール利用に必要な費用、輸送に必要な経費）</p> <p>（補助率：補助上限額） 2/3：20万円</p>	<p>通商物流課</p> <p>電話：0857-26-7850</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
5-22	<p>建設業者における事業実施に係る相談全般</p> <p>建設業者の事業実施に係る相談全般を受け付けています。</p> <p>○建設工事の下請契約における、元請業者からのしわ寄せ行為等に関する相談。</p> <p>○県の工事発注等に係る各種制度の取扱いに関する相談。</p> <p>○事業継続の資金繰りにお困りの建設業者の方に対して、国や商工団体等が実施する雇用の維持や事業継続等に係る助成金、貸付制度等を紹介 等</p>	<p>県土総務課建設業・入札制度室</p> <p>電話：0857-26-7454</p> <p>FAX：0857-26-8190</p> <p>Email:kendosoumu@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
5-23	<p>工業用水道料金に関する相談</p> <p>工業用水道の利用者の事業活動への影響など、お困りのことがありましたらご相談ください。</p> <p>【1】料金の支払いについて</p> <p>【2】給水量の制御について</p>	<p>◆【1】料金の支払いについて</p> <p>○企業局経営企画課</p> <p>電話：0857-26-7445</p> <p>FAX：0857-26-8193</p> <p>◆【2】給水量の制御について</p> <p>○（鳥取地区工業用水）企業局東部事務所</p> <p>電話：0857-21-4788</p> <p>FAX：0857-21-4824</p> <p>○（日野川工業用水）企業局西部事務所</p> <p>電話：0859-26-0017</p> <p>FAX：0859-26-0437</p>





項目	事業内容	連絡先
5-24	<p>動物に関する相談</p> <p>動物取扱業者やペット飼養者からの相談を受け付けます。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>○くらしの安心推進課 電話：0857-26-7877 FAX：0857-26-8171 Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <p>○（公社）鳥取県獣医師会 電話：0857-53-4300 FAX：0857-30-1170 Email tori-kenju@proof.ocn.ne.jp</p>
5-25	<p>こども食堂の運営</p> <p>こども食堂の運営にあたり、コロナウイルス感染症への対応によりお困りごとがある場合は、下記担当までご連絡ください。</p> <p>また、こども食堂などの子どもの居場所確保に資する事業に対し、県及び市町村で運営費の補助を行っています。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。</p>	<p>福祉保健課くらし応援対策室 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 Email:fukushihoken@pref.tottori.lg.jp</p> <div style="text-align: right;">  </div>
5-26	<p>NPO 等の組織運営</p> <p>NPO 等の事業（活動）や組織運営に関する相談を受け付けています。</p>	<p>【東部地区】 ○東部地域振興事務所 東部振興課 電話：0857-20-3659</p> <p>【中部地区】 ○中部総合事務所 中部振興課 電話：0858-23-3177</p> <p>【西部地区】 ○西部総合事務所 西部振興課 電話：0859-31-9694</p> <p>○公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 Email：info@tottori-katsu.net</p>






## 6. 飲食業・宿泊業などに関すること

項目	事業内容	連絡先
<p>6-1 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 ※チラシを添付しています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けながらも頑張る県内の飲食、宿泊、観光事業者等のみなさまを応援します。</p> <p>【対象者】 県内の飲食、宿泊、観光事業者等、及びこれらに関わる事業者 ※県内に本社を置く事業者(個人事業者含む)等に限る。</p> <p>【内容】 (対象事業)事業や雇用の継続への取組や県産農林水産物を活用した取組等 (対象経費)パッケージ作成費、PR資材作成費、広告費、従業員研修経費等、上記取組に要する経費</p> <p>【支援額】 上限 10 万円(補助率 10/10) ※県内に複数店舗を経営する事業者は、店舗数に関わらず上限 20 万円</p>	<p>頑張ろう鳥取県緊急支援センター 電話：0857-26-7985, 7986 (食のみやこ推進課内) FAX：0857-26-8077 受付：8:30~17:15</p> 
<p>6-2 非対面型販売促進事業</p>	<p>県産農林水産物を取り扱う食品加工業者の対面によらない販売促進の取組みを支援します。</p> <p>【対象者】県産農林水産物の食品加工事業者(6次産業化に取り組む農林漁業者及び法人を含む) ※県内に事業所を有する事業者(個人事業者含む)等に限る。</p> <p>【内容】 (対象事業)インターネット商談及び販売、商談先に提供する試供品や商品サンプルのお製造等、非対面型の商談や販売促進の取組 (対象経費)通信環境整備費、HP等での販売サイト作成費、商品チラシ作成費等(補助率 2/3、上限 500 千円/事業者)</p>	<p>頑張ろう鳥取県緊急支援センター 電話：0857-26-7807 (食のみやこ推進課内) FAX：0857-21-0609 受付：8:30~17:15</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-3	<p>生活衛生に関する相談</p> <p>宿泊業、理美容、クリーニング、公衆浴場等にかかる衛生面の相談を受け付けます。</p> 	<p>くらしの安心推進課</p> <p>電話：0857-26-7185</p> <p>FAX：0857-26-8171</p> <p>Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>
6-4	<p>食品衛生に関する相談</p> <p>飲食店、食品製造業等にかかる衛生面の相談を受け付けます。</p> 	<p>くらしの安心推進課</p> <p>電話：0857-26-7185</p> <p>FAX：0857-26-8171</p> <p>Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>


## 7. 農林水産業に関すること

項目	事業内容	連絡先
7-1	<p>畜産農家支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による和牛肉の価格下落等について、粗収益と生産コストの差額のうち国の牛マルキン制度に上乘せして助成します。 また、出荷制限により嵩んだ飼育費を助成します。</p>	<p>畜産課 電話：0857-26-7291 FAX：0857-26-7292 Email： chikusan@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
7-2	<p>働く場の環境整備 ※チラシを添付しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている、休業中の従業員等に対して、農林水産分野で雇用の受け皿づくりを行い、働く場の環境整備を行います。</p> <p>【申請者】農林水産業者、農協、森林組合、漁協等 【支援内容】 （対象経費）臨時的に雇用した方の人件費、交通費 （補助率）1/2（補助金の上限あり） （対象者数）100名程度 （雇用期間）1人あたり最大1ヶ月まで</p>	<p>とっとり農業戦略課 電話：0857-26-7256 FAX：0857-26-8497 Email： nougyouzenryaku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
7-3	<p>貸付事業（農業）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者に向けた低利融資の取扱いを開始。JA各支所で相談を受け付けています。</p>  	<p>最寄りのJA各支所にお問い合わせください。</p>
7-4	<p>貸付事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農林漁業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引き上げ、実質無利子化・無担保等での融資を行います。</p> <p>農林漁業セーフティネット資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農林漁業者等</li> <li>●資金使途 運転資金</li> <li>●貸付期間 10年以内（うち据置3年以内）</li> <li>●融資限度額 一般：1,200万円 特認：年間経費等の12/12 簿記記帳を行っている方で、経営規模</li> </ul>	<p>日本政策金融公庫鳥取支店 電話：0857-20-2151 受付：9:00～17:00 （土日、祝日を除く）</p> 

項 目		事 業 内 容	連 絡 先
		<p>等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金利 0.16%（5年の場合。令和2年4月20日現在）</li> <li>●担保等 実質的に無担保化等</li> <li>●実質無利子化 公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により融資当初5年間（林業者は10年間）の利子を助成</li> </ul>	
7-5	貸付事業 (水産業)	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の経営安定化等に向けた融資について、県信用漁業協同組合連合会各代理店で相談を受け付けています。	鳥取県信用漁業組合連合会本店及び各代理店（田後、網代、賀露、赤碓、境港）にお問い合わせください。
7-6	経営相談 (農業・畜産業)	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の経営の相談について、各農業改良普及所、JA各支所・支店等で相談を受け付けています。	<p>○各農業改良普及所 (鳥取、八頭、倉吉、東白、西部、大山、日野) 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○県内JA各支所・支店</p> <p>○公益社団法人鳥取県畜産推進機構</p>
7-7	経営相談 (林業)	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている林業・木材産業関係の相談を受け付けています。	<p>各農林局等 (八頭、中部、西部、日野) 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
7-8	経営相談 (水産業)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている漁業経営に関する相談を受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚価の低迷による経営相談</li> <li>・船員の不足による労働者確保に関する相談</li> <li>・新規漁業就業に関する相談</li> </ul>	<p>○水産課 電話：0857-26-7314 FAX：0857-26-8131 Email： suisan@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○県内各漁業協同組合</p>




その他の支援

8. ボランティア活動に関すること

項目	事業内容	連絡先
8-1 ボランティア活動経費補助 ※チラシを添付しています。	<p>新型コロナウイルス感染防止対策による外出自粛や休校などにより生活に困りごとが生じている方々を支援するため、個人、団体又は企業がボランティア活動を行う場合に助成します。</p> <p>■募集期間：令和2年4月27日（月） ～ 令和3年2月26日（金）</p> <p>■補助内容：補助率：10/10 補助上限額：10万円</p>	<p>県民参画協働課 電話：0857-26-7071 FAX：0857-26-8112 Email： kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp</p> 

9. 税、国民健康保険などに関すること

項目	事業内容	連絡先
9-1 地方税における猶予制度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の納税の猶予を受けることができます。</p> <p>●担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。</p> <p>●猶予期間内における途中での納付や分納など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。</p> <p>●対象税目（主なもの）</p> <p>【県税】法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割（証紙徴収を除く）など</p> <p>【市町村税】個人県・市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税など</p> <p>※証紙徴収の方法で納める自動車税・軽自動車税環境性能割、狩猟税を除きます。</p>	<p>受付 8:30～17:15（土日祝除く）</p> <p>○東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3509 FAX：0857-20-3519 Email： tobukenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○中部県税事務所収税課 電話：0858-23-3106 FAX：0858-23-3118 Email:chubu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○西部県税事務所収税課 電話：0859-31-9615 FAX：0859-31-9613 Email： seibu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>

項目	事業内容	連絡先
9-2 自動車税・ 軽自動車税 環境性能割 の軽減措置	<p>【本措置は地方税法の改正法案の成立を前提としているため、措置の内容が今後変更等されることがあります。】</p> <p>自動車や軽自動車を購入したときなどにかかる自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を、令和3年3月31日まで延長します。</p> 	<p>東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3526 FAX：0857-20-3519 Email： tobukenzei@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝除く）</p>
9-3 固定資産税 等の軽減措 置	<p>【本措置は地方税法の改正法案の成立を前提としているため、措置の内容が今後変更等されることがあります。】</p> <p>厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が、以下のとおり軽減されます。</p> <p>●令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高を、前年の同期間と比較する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30%以上50%未満減少している場合・・・2分の1</li> <li>・50%以上減少している場合・・・ゼロ</li> </ul>	<p>お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p> 
9-4 その他の税 制上の措置	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。</p> 	<p>以下へお問い合わせ下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税 最寄りの税務署</li> <li>○県税 最寄りの県税事務所</li> <li>○市町村税 お住まいの市町村の税担当課</li> </ul>
9-5 国民健康保 険、後期高 齢者医療制 度及び介護 保険の保険 料	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合があります。</p>	<p>お住まいの市町村又は加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。</p>

## 10. 電気・ガス・水道・通信料金に関すること

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
10 -1	電気・ガス・水道・通信料金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・水道料金・通信料金などの支払いに困難な事情がある方に対して、料金の支払いが猶予される場合などがあります。お困りの方はご相談ください。

# 士業の方々による無料相談


## ●鳥取県行政書士会

項目	相談内容	連絡先
各種申請などに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援に関する助成金・補助金申請の代理や支援、申請に伴う権利義務又は事実証明に関する書類の作成 等</li> <li>経済産業省が実施している支援内容についての整理と紹介</li> <li>信用保証（制度融資を含む）を受けるための事業者へのサポート</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策の各種融資申し込みについての書類取りまとめ等のサポート</li> </ul>	電話:0857-24-2744 受付:9:00~17:00 （土日祝を除く）

## ●鳥取県司法書士会

項目	相談内容	連絡先
相続、不動産などに関する相談	【1】 不動産の相続、贈与、売買等の登記手続に関する相談 【2】 遺言、高齢者の財産管理に関する相談 【3】 少額訴訟、各種裁判手続に関する相談 【4】 クレジット、サラ金問題、債務整理等に関するご相談 【5】 成年後見制度等に関するご相談 ※局番は0857（鳥取市局番）ですが、県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。 県下全域の担当司法書士が相談に応じます。	受付:13:00~16:00 （土日祝を除く） ○【1】【2】について 電話:0857-27-4165 ○【3】について 電話:0857-27-4166 ○【4】について 電話:0857-27-4168 ○【5】について 電話:0857-27-4160

## ●鳥取県弁護士会

項目	相談内容	連絡先
法的なお悩みについての相談	新型コロナウイルスに関連する法的なお悩みについて弁護士が法律相談に応じます。 ○事業者の方 日弁連「中小企業のためのひまわりほっとダイヤル」 ○一般の方 日弁連「新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル」 ※オンライン申し込みについては24時間受付（HPのオンライン申込みフォームから可能） ※受付期間は令和2年4月20日~5月19日です。 	○事業者の方 電話:0570-001-240 受付:10:00~12:00 13:00~16:00 （土日祝を除く） ○一般の方 電話:0570-073-567 受付:12:00~14:00 （土日祝を除く）



# 一時的な生活資金の貸付

を利用できます

## 生活福祉資金制度 特例貸付実施のご案内

社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付や生活相談を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しています。

このたび、この制度の対象を**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯にも拡大**し、休業や失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。

ご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会へお問合せください(裏面)。

償還免除を受けられる場合があります

償還時になお所得の減少が続いている住民税非課税の世帯は、償還を免除できることとなっています。償還開始時に、相談された窓口等でお問合せください。

### 休業等された方の世帯向け(緊急小口資金)

#### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**休業等により収入の減少(※1)**があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

#### 据置期間

1年以内

#### 償還期限

2年以内

#### 利子・保証人

無利子・保証人不要

#### 貸付額

10万円以内

(一定の場合は**20万円以内**となります)

貸付額が**20万円以内**となる方  
(下記のいずれかに該当)

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる
- イ 世帯員に要介護者がいる
- ウ 世帯員が4人以上いる
- エ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる(休校・風邪症状で休む等)
- オ 世帯員の中に個人事業主がいる

など

※1 減収が起きていることを確認できることが必要となります(給与明細等)

### 失業等された方の世帯向け(総合支援資金)

#### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や**失業等**により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

#### 据置期間

1年以内

#### 償還期限

10年以内

#### 利子・保証人

無利子・保証人不要

#### 貸付額

2人以上世帯……月額**20万円以内**  
単身世帯……月額**15万円以内**  
貸付期間……原則**3カ月以内**

【裏面もご覧ください】

## 相談窓口(市町村社会福祉協議会)

市町村	住所	電話番号
鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3180
米子市社会福祉協議会	米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	0859-35-3570
倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	0858-24-6265
境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	0859-45-6116
岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町浦富645	0857-72-2500
若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	0858-82-0254
智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町智頭1875	0858-75-2326
八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1 八頭町福祉相談支援センターほっと	0858-71-0100
湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584	0858-35-2351
三朝町社会福祉協議会	東伯郡三朝町横手50-4 三朝町立福祉センター内	0858-43-3388
琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町浦安123-1 社会福祉センター内	0858-52-3600
北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	0858-37-4522
日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	0859-27-5351
大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-2200
南部町社会福祉協議会	西伯郡南部町法勝寺331-1 総合福祉センター内	0859-66-2900
伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	0859-68-4635
日南町社会福祉協議会	日野郡日南町生山397-1 子育て支援センター内	0859-82-6038
日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂1247-1 老人福祉センター内	0859-74-0338
江府町社会福祉協議会	日野郡江府町江尾2069 江府町地域支え愛センター内	0859-75-2942

## 注意事項

- 減収や離職を確認することができる書類（減収する前後の給与明細、離職票など）が必要です。  
そのほか、貸付申請にあたっては住民票、身分証明書の写し、印鑑証明書など、ご用意いただく書類がございます。また、相談者様の状況に応じて書類等のご提出をお願いすることがあります。
- 即日貸付ではありませんので、お早目にご相談ください（送金までには1週間前後かかります）。
- 償還期間内に償還されなかった場合には、所定の延滞利子がかかります。
- その他詳細な条件等は、相談時において窓口にてお尋ねください。

発行

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

鳥取市伏野1729-5 (電話)0857-59-6333

# 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた 県内中小企業の**新たな取組み**を応援します！！

## ■『緊急応援補助金（経営危機克服型）』を新設

補助対象者	県内中小企業者等 ※新型コロナウイルス感染症拡大により売上高が減少している事業者が対象です。
補助対象	①新商品の開発                      ③新分野への進出 ②新サービスの提供
補助率	3 / 4
補助上限額	<b>1社につき、50万円</b> ※本補助金は、『頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金』との併給が可能。 なお併給の場合は、本補助金と『頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金』の合計額は <b>50万円まで</b> となります。 ※概算払を希望される場合は、補助額の1 / 2まで請求できますので、御相談ください。
補助対象経費	FS調査費、新商品（役務）開発費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費 固定費（賃料、光熱費、通信費） など <b>※固定費については、補助対象経費の1/2が上限額となります。</b>
補助対象期間	令和2年4月24日（金）～令和3年3月31日（水）
申請締切	令和3年1月29日（金）

### ～こんな事業が対象です～

- 居酒屋が夜だけでなくランチタイムも営業するため、ランチメニューを開発し、新たなメニューやPR用のちらしの作成。
- 宿泊業が宴会新メニューの造成のために、新メニューのちらし、リーフレットの作成。
- 製造業が取引先を拡大するための新技術・新商品開発の着手。

★詳細については、お問い合わせください

【問合せ】頑張ろう鳥取県緊急支援センター

**TEL : 0857-26-7988**      （鳥取県商工労働部 企業支援課内）

## ■ 申請手続について

申請者

提出書類

①申請書

②補助事業実施計画書（様式第1号）

③収支予算書（様式第2号）

④定款

※個人事業主は除きます

⑤決算書（直近のもの）

※個人事業主は確定申告書の控えを提出

※上記確定申告書については、白色申告書については事業収入が申告されている方のみが対象となりますのでご注意ください。

鳥取県 企業支援課

※郵送のほか、FAX、メールでの申請も受付けています

郵便：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部 企業支援課

FAX：0857-26-8078

MAIL：[kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp](mailto:kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp)

※中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センター

へ申請書類を持参いただくこともできます

### ★県内中小企業者等とは

⇒鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者等を指します。

※個人事業主、組合、任意グループ等を含みます。

### ★売上減とは

①直近3か月間の売上が前年同期の売上に比べ減少していること

②創業後1年を経過していない者に限り、直近1か月を含むその後の3か月間の平均売上見込が直近1か月の売上状況と比較して減少していること

★申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/291415.htm>



# 【頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業】



食のみやこ鳥取県では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも頑張る県内の飲食、宿泊、観光事業者等のみなさまを応援します。

## 1 支援対象者

県内の飲食、宿泊、観光事業者等、及びこれらに関わる事業者  
※県内に本社を置く事業者（個人事業者含む）等に限る。

## 2 支援内容

内容	対象経費
○新型コロナウイルス感染症対策として、事業や雇用を継続する取組や県産農林水産物を活用した取組等を支援します。 <b>【例えば】</b> ・テイクアウト、デリバリー、移動販売、配達請負いなどの業態導入 ・商品やメニュー、サービス等のPR ・経済回復後に向けたメニューやサービスの開発や研究 ・従業員研修実施（おもてなし、外国語研修等） ・感染対策のための店舗洗浄・改装 ・食のみやこ鳥取県推進サポーターとの連携など	パッケージ作成費、 PR資材作成費、 広告費、移動販売に要する経費、 商品開発経費、 従業員研修経費 等  左記の取組に要する経費

- (注) ①交付は1事業者1回とし、複数店舗ある場合は、運営する事業者への交付とします。  
②本支援事業と緊急応援補助金（経営危機克服型）を併用する場合は、両支援事業による支援額は上限50万円となります。  
③対象は、令和2年4月1日以降に支払った経費とし、すでに行われた取組にもご利用いただけます。

## 3 補助率及び補助金額

補助率：対象経費の10/10  
補助上限額：100千円/1事業者  
(ただし、県内に複数店舗を営業者については、店舗数に関わらず200千円を上限とする)  
※概算払いでお支払いします。

## 4 申請方法

申請は、とっとり電子申請サービス、ファクシミリ、郵送で受け付けます。  
◇申請書類 ①交付申請書 ②飲食営業等許可証の写し ③口座振込依頼書  
ファクシミリで申請される場合は、後日、上記書類の原本を以下の住所にご郵送ください。

### ■とっとり電子サービス・申請書類のダウンロード先URL

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291280.htm>

※パソコン、スマートフォンご利用の方は  
「食のみやこ鳥取県」で検索してください。

### ■ファクシミリ：0857-26-8077

### ■郵送先：〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県食のみやこ推進課内 頑張ろう鳥取県緊急支援センター

なお、ご相談や申請書の提出は、最寄りの総合事務所でも受け付けております。



### 【問合せ先】

頑張ろう鳥取県緊急支援センター（鳥取県食のみやこ推進課）

電話 0857-26-7985、0857-26-7986

ファクシミリ 0857-26-8077

メールアドレス [syoku-support@pref.tottori.lg.jp](mailto:syoku-support@pref.tottori.lg.jp)

又は、鳥取県中部総合事務所（地域振興局内） 電話 0858-23-3985

鳥取県西部総合事務所（地域振興局内） 電話 0859-31-9637

日野振興センター 電話 0859-72-2085

# 緊急雇用対策農林水産ささえあい事業 (うち緊急農林水産業雇用事業)

## 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大を受けて影響を受けている、休業中の従業員等に対して、農林水産分野で雇用の受け皿づくりを行い、働く場の環境整備を行います。

## 申請者

◆農林水産業者、農協、森林組合、漁協等

## 支援の内容

### (事業内容)

新型コロナウイルス感染拡大により休業などの影響を受けた従業員等を、農林水産分野で臨時的に雇用する場合の経費を補助

### (雇用する方の条件)

県、ハローワーク、農協が設置している無料職業紹介所に求人票を提出していること

### (対象経費)

臨時的に雇用した方の ①人件費 ②交通費

### (補助率)

補助率1/2(補助金の上限あり)

### (対象者数及び雇用期間)

100名程度、1人あたり最大1ヶ月まで

## 募集期間

令和2年4月24日～令和2年8月末

(ただし、申込みが多数の場合は、期間の途中でも募集を停止する場合があります)

## 問い合わせ先・申請先

県庁とっとり農業戦略課

電話:0857-26-7256 FAX:0857-26-8497



# 令和2年度 コロナに負けない！ とっとり絆事業補助金

ボランティア  
活動を助成  
します！

新型コロナウイルス感染防止対策による外出自粛や休校などにより生活に困りごとが生じている方々を支援するために、個人、団体又は企業がボランティア活動を行う場合に助成します！（予算額に達したら終了します。）

なお、助成対象となるボランティア活動は、三密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避け、その他の感染防止策が措置された活動を対象とします。

※本事業の実施は令和2年4月臨時会における予算の成立を条件とします。

<b>募集期間</b>	<b>令和2年4月27日（月）～令和3年2月26日（金）</b> ※活動を開始する日の14日前までに申請が必要です。
<b>申請できる方</b> 	<b>県内のボランティア(非営利)活動に取り組む個人、団体、企業</b> ※ボランティア活動保険等に加入したうえで活動を行ってください。 〔申請できる団体や企業の例〕 <ul style="list-style-type: none"><li>• NPO、ボランティアサークル、住民団体の実行委員会等の非営利公益活動団体</li><li>• 自治会、老人クラブ、子ども会などの地域住民組織</li><li>• 企業(社会貢献として行う非営利活動に限ります) など</li></ul> ※ただし、以下の団体は対象外とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 政治、選挙、宗教、特定の思想の普及にかかわる団体</li><li>• 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体</li><li>• 団体として実体のないもの</li></ul>
<b>想定される実施例</b> 	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 必要物資の買い物支援</li><li>➢ 子どものための学習、運動などの支援(教材づくり、室内でできる運動例の紹介など)</li><li>➢ マスクを作成し、地域・学校・施設などへの配布</li><li>➢ 食事づくりが困難な方等のための配食支援</li><li>➢ 外出自粛で人手不足になった営農活動の支援や地域の環境維持・保全への支援</li><li>➢ 休業している団体・事業所等の従業員が地域支援のために取り組む社会貢献活動など</li></ul> ※家族、親戚を対象とした活動は補助対象となりません。 ※支援活動を行う際には、原則として支援対象者の意向を確認してください。
<b>応募方法</b>	「コロナに負けない！とっとり絆事業補助金交付要綱」に定める申請書、事業計画書、収支予算書等を、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課まで持参、郵送及びホームページからの電子申請で提出してください。(募集期間内必着) 応募先住所は下記「お問い合わせ先」をご参照ください。

お問い合わせ先  
(応募先)

鳥取県地域づくり推進部 県民参画協働課 (ボランティア・協働担当)  
住所: 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (鳥取県庁本庁舎1階)  
電話: 0857-26-7071 FAX: 0857-26-8112  
電子メール: kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

## 補助率および補助上限額

補助率：10/10

補助上限額：10万円

### 対象経費(例)

項 目		内 容
需用費	消耗品費	・活動する際の感染予防のために必要なマスク・消毒液等の購入費用 ・マスク作成等の材料購入費 ・印刷代、消耗品購入費用（コピー用紙、プリンター用インク） など
	燃料費	・ボランティア活動に必要なガソリン代など (例)支援者の自宅等（集会所などの拠点を含む）から買い物支援を行った距離に応じて算出(1kmあたり25円) 自宅→店舗→受援者宅→自宅
	食糧費	・配食支援等を行う場合の食材費
旅 費		・自動車、バスを利用した場合の交通費
役務費	通信運搬費	・郵便料金 (例)作成したマスク等の送料 など
	保険料	・活動の際に発生した傷害等に対応できるボランティア活動保険の保険料 など
使用料及び賃借料		・動画掲載のために必要なWEBサイト掲載料（既に、個人、団体運営等のために開設しているWEBサイト使用料への経費の振替えは不可） ・動画撮影に必要な機材、会議室の使用料など ・その他、支援に必要な賃借料
報 償 費		講師に対する謝金（教材作成や動画配信など、専門的な指導が必要な場合に限る。）

※補助金の交付決定の日以降に生じた活動経費が補助の対象となります。

※補助金の交付は、活動の完了後（実績報告後）となります。

活動の完了前の交付を希望される場合は「お問い合わせ先」までご連絡ください。

注意

### 次の経費は対象外です！

- 給与・賃金等の人件費
- 団体の運営に係る経常的な経費（事務所の家賃、光熱費など）
- ボランティア活動の参加者が飲食するための弁当などの購入費用

詳細は本補助金の募集要項・交付要綱をご確認ください。募集要項等はホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/253777.htm>)から入手できます。不明な点はおもて面下部記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。



# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

**0570-783183**（平日・休日9:00～17:00）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

# よくあるお問合せ



**前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？**

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。



**申請・給付はいつから始まりますか？**

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



**申請に必要な情報を教えてください。**

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

## 法人の方

- ① 法人番号、② 2019年の確定申告書類の控え、
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

## 個人事業主の方

- ① 本人確認書類、② 2019年の確定申告書類の控え、
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。



**申請方法を教えてください。**

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で

完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口

を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、  
4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

# とっとりささえあいマスクバンク

新型コロナウイルス感染症で重症化するおそれがある基礎疾患のある方などへ、県民から寄付いただいたマスクをお届けする「とっとりささえあいマスクバンク」を県内5か所に開設します。（令和2年4月27日～）

## とっとりささえあいマスクバンク

県庁福祉保健課、東部地域振興事務所東部振興課、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局

【マスクのご寄付】



受取人払いでお送りいただけます

【マスクの受け取り】



電話、メール、ファックスで申し込みいただけます。

## まずはご相談ください！

<マスクの寄付・配布希望の受付窓口>

受付時間 8:30~17:15

※土日祝日は、県庁福祉保健課で受け付けています。

地区	寄付の受付、配布担当課
東部	県庁福祉保健課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 電話 0857-26-7138 ファクシミリ 0857-26-8734 電子メール fukushihoken@pref.tottori.lg.jp
	東部地域振興事務所東部振興課 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3505 ファクシミリ 0857-20-3657 電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
中部	中部総合事務所地域振興局 〒682-0802 倉吉市東巖城2 鳥取県中部総合事務所 電話 0858-23-3298 ファクシミリ 0858-23-3425 電子メール chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
西部	西部総合事務所地域振興局 〒683-0054 米子市糺町一丁目160 電話 0859-31-9637 ファクシミリ 0859-31-9639 電子メール seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
日野	日野振興センター日野振興局 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 日野振興センター 電話 0859-72-2085 ファクシミリ 0857-72-2072 電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

# ゴールデンウィークは

なるべく家に

県外に

# おる・出んウィークに!

- ・ 命とふるさとを守るためなるべく家にいましょう!
- ・ 2mのソーシャルディスタンス（他者との距離）をとりましょう!
- ・ 県外への移動は控えましょう!



## 3つの「密」を避けましょう

- ① 密閉空間
- ② 密集した場所
- ③ 密接した会話

## 感染症を予防するために

- ・ こまめな手洗い
- ・ マスクの着用、咳エチケット
- ・ 休養、バランスの良い食事
- ・ こまめな換気

■風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

地区	電話（24時間対応）	ファクシミリ（平日8:30~17:15）
東部地区（鳥取市保健所内）	0857-22-5625 （平日8:30~17:15）	0857-22-5669
	0857-22-8111 （上記の時間以外）	
中部地区（倉吉保健所内）	0858-23-3135・3136	0858-23-4803
西部地区（米子保健所内）	0859-31-0029	0859-34-1392

